

「福祉のまちづくり」は会員の皆様に支えられています。

社会福祉協議会「住民会員会費」のお願い

～ みんなが認めあい、つながりあい、
支えあう心を育むまちづくりを目指して～

■社会福祉協議会って何だろう？

社会福祉法にもとづき、地域福祉の推進を図ることを目的に設立されている民間の社会福祉団体（社会福祉法人）です。

略称を「社協（しゃきょう）」といいます。

■どんな活動をしているの？

「誰もが笑顔で安心して暮らせる支えあいのまちづくり」を目指して、さまざまな福祉活動に取り組んでいます。

また、旭川市内53の地区社協では、皆様の地域にある福祉ニーズに応じた活動を展開しています。

■活動するための費用はどうなっているの？

地域の皆様のご協力による住民会員会費や赤い羽根共同募金の助成金、旭川市の補助金などによって支えられています。



☆住民会員会費とは？

「住民相互による支えあい」の制度です。

皆様が直接、福祉活動やボランティア活動などに参加できなくても、会費を納めることによって、地域の福祉活動に参加することにつながります。

☆誰が会員になるの？

旭川市内にお住まいのすべての方（世帯単位）に会員加入のお願いをしています。

☆会費はいくらなの？

1世帯・年額200円となっており、100円は市社協、もう100円は地区社協の活動に使われています。

社協の活動趣旨にご賛同いただき、住民会員として会費のご協力をお願いします。
なお、住民会員会費は各地区社協にて取りまとめているますが、納入につきましては、戸別または町内会費の中からご協力いただいています。

～旭正地区社会福祉協議会～

- 忠別担当 小西 修 長田 忠雄
- 旭正南担当 只石 峰子 福島 眞由美
- 旭正北担当 吉田 君子 石倉 香代子



旭正地区社会福祉協議会の各種事業は、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金、住民会員会費によって支えられています。



「住民会員会費」は、次の福祉活動に活用させていただいています。

1世帯200円（年額）のうち、100円は市社協の活動に、100円は地区社協の活動に使われています。



市社協が取り組む事業

◆地域支えあいのまちづくり推進事業

◆ボランティアセンター事業

ボランティア活動推進のため、さまざまな相談に対応し、ボランティアを「したい人」と「してほしい人」とをつなげています。

また、ボランティア養成のための研修会情報や活動を応援する助成金情報などを、ホームページなどにより提供しています。

★ボランティア養成研修の開催



★福祉教育の推進

（総合的な学習の時間への支援）



その他、広報紙「社協あさひかわ」の発行や「地域支えあいのまちづくりセミナー」といった各種研修会などに活用させていただいています。

地区社協が取り組む事業

◆地域支えあいのまちづくり推進事業

【安心見守り事業】

病気や障がいなどで不安を抱えている方や、日常生活上の不安を抱えている方などを隣近所の住民同士で見守る活動です。

不安や孤独感を解消し、お互いが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目的に実施されています。



【ふれあいサロン事業】

地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人をつなぐ交流の場として、地域住民が運営しているサロンです。

高齢の方の集いの場や、子育て中の親子の交流の場として、レクリエーション活動、季節ごとの行事など、多彩な内容により実施されています。



【地域特性を活かした事業】

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うため、住民相互の交流や地域のつながりを築くことを目的とした研修会などが開催されています。